

概要版

高梁市

男女共同参画基本計画



平成 19 年 3 月

高 梁 市

計画の目的と基本理念

計画の目的

私たちを取り巻く急速な社会環境の変化に対応しながら、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画し、お互いの個性や能力を認め合い、ともに歩んでいける社会の実現を目指し、次の基本理念に基づき計画を推進していきます。

基本理念

ともに生き、ともに認め合える社会を目指して

- ① 一人ひとりが互いを大切に、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。
- ③ 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。
- ⑤ 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。
- ⑥ 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

基本目標

市民ぐるみで意識啓発に取り組むことにより目標とする男女共同参画社会の実現に向けて、次の4項目の基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

- 基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を認め合う意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がいきいきと働ける環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり

計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とします。

基本目標 I**男女が互いの人権を認め合う意識づくり****男女共同参画意識の啓発**

男女共同参画社会の実現は、一人ひとりが自分たちの生活に深くかかわる問題であることを認識して、法律や制度の周知、家庭や学校、地域等さまざまな機会を通じた意識づくりを進めることが重要です。

男女共同参画に関する情報の収集・提供を積極的に行い、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会のあらゆる分野での男女共同参画意識の醸成のため、啓発活動を積極的に推進します。

- 広報・啓発活動の推進
- 調査研究・情報提供

**男女共同参画意識を高めるための教育・学習の充実**

一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、家庭・学校・地域等において一人ひとりの個性や能力、違いを認め合い、お互いの人権や生き方を尊重できるよう、男女平等の視点に立った教育の充実に努める必要があります。

家庭教育では学習会等による保護者の意識啓発に、学校教育では個人の尊厳、男女平等意識が培われるような教育の推進に、地域や職場では学習機会の充実と情報の提供に努め、あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識を高めます。

- 家庭教育の推進
- 学校教育の推進
- 地域等における学習の推進

人権尊重意識の高揚

社会の進展とともに、新たな人権問題が起きており、特に女性に対する性差別は依然として日常的にあり、これを人権問題として気付かれていないことが懸念されます。

女性に対する暴力は人権侵害であるという啓発を行うとともに、市が発行する刊行物はもちろんのこと、企業や民間団体が発行する印刷物についても、性差別につながるような表現がないよう、男女相互の人権を尊重した表現に努めるよう促します。

- 女性に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備
- メディアにおける人権の尊重

基本目標Ⅱ

あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり

政策・方針決定の場への女性の参画拡大

活力あるまちづくりを進めるためには、男女がその性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、政策および方針決定の場に共同して参画する場が確保され、男女双方の視点による意見を反映させていく必要があります。

本市の各種審議会・委員会等の女性委員の比率の向上を図るとともに、市の組織をはじめ、市内の企業等に対しても、女性の職域拡大と管理・指導的立場への登用促進について、理解と協力を求めています。

- 各種審議会・委員会等への女性の積極的登用
- 女性の人材育成と管理・指導的立場への登用促進



家庭・地域社会における男女共同参画の促進

家庭生活は、家事や育児、介護といった家庭的責任を、家族みんなが担っていく必要があります。また、地域の特性と創造性を生かしたまちづくりのためには、住民が主体となった活動に、男女がともに積極的に参画していくことが必要です。

家庭生活では、性別による固定的な役割分担意識の解消や、それぞれの働き方や生活を見直し、ともに支え合う家庭生活を築くための意識啓発に努め、地域活動等では、さまざまな地域活動に男女がともに積極的に参加できるようボランティア団体等の育成・支援に努めます。

- 家庭生活での男女共同参画の促進
- 地域活動等への男女共同参画の促進

国際交流・国際貢献の推進

国際社会における課題や取り組みについて理解を深め、国際的に協調していくことが、今後ますます重要になってくると考えられ、そのためにも私たち自身が豊かな国際感覚を養っていくことが必要です。

国際的な人権意識を身につけられるよう、広報啓発活動とともに、人の交流による直接的な相互理解の促進に努めるとともに、国際貢献活動の取り組みへの参加促進と男女共同参画関係の情報や資料の収集・提供に努め、国際的な人権意識の醸成に努めます。

- 国際交流活動の推進
- 国際貢献活動の推進

基本目標Ⅲ

男女がいきいきと働ける環境づくり

働く場における男女共同参画のための環境整備

男女一人ひとりがそれぞれの能力を主体的に発揮して働いていけるよう、互いの個性や特性を理解し合いながら、ともに働きやすい環境整備に向けての取り組みが必要です。

男女が性別による区別なく、均等な雇用機会と働く場における待遇が確保され、不利益な扱いを受けることなく働くことができるよう、また、セクシュアル・ハラスメント防止や、仕事と育児・介護等の両立に関する職場内での意識啓発など、企業等への働きかけを行います。

- 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- 働きやすい職場環境の整備



女性の就業等支援の促進

経営や事業運営の方針決定の場においても、女性の果たしている役割を正しく評価するとともに、女性も男性と対等な立場で経営等に参画し、一人の労働者としての権利を確保できるよう、意識啓発や支援が必要です。

女性が職業選択の幅を広げることができるよう、学習機会の充実に努め、就職や起業に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、自営の商工業や農林水産業等、家族経営的な職種において、男女が対等なパートナーとしてともに経営等に参画していくことができるよう、意識啓発に努めます。

- 女性の職業能力開発と再就職等の支援
- 自営業等に従事する女性の支援

家庭と職場の両立支援

育児や介護の負担は、女性に偏る傾向にあり、家庭と仕事の両立が困難と感じる女性が多く、家庭と職場を両立させながら、いきいきと働けるよう、意識啓発とともに職場環境の整備が必要です。

男女が家事や育児、介護といった家庭的責任をともに果たしていくことの重要性を一人ひとりが認識し、これまでの働き方や生活についての考え方が見直され、労働者の育児・介護と仕事の両立が図られるよう、市内事業所等への情報提供に努めます。

- 男女の家庭的責任の啓発
- 育児・介護との両立のための環境整備

基本目標Ⅳ

男女がともに健やかに過ごせる生活づくり

生涯を通じた男女の健康支援

男女それぞれの身体特性の違いを考慮に入れながら、その健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう健康教育を進めるとともに、心身の健康について安心して相談できる体制を整える必要があります。

女性については、男性とは異なる健康上の変化や問題から、ライフステージに応じた健康支援に努めるとともに、男女の性と生殖に関する健康・権利についての意識啓発やHIV／エイズ、性感染症に関する正しい知識と予防知識についての普及啓発に努めます。

- ライフステージに応じた健康支援
- 性と生殖に関する健康・権利についての意識の啓発
- 健康をおびやかす問題についての啓発

安心して子育てできる環境の整備

男女がともに協力し合い安心して子育てができ、また子どもの安全が守られるよう、子育て支援策を充実するとともに、地域で見守り支え合う環境づくりが求められています。

男女がともに抱えている子育て家庭の育児不安に対する相談事業や保育サービスの充実を図るとともに、女性に偏りがちな子育ての負担を軽減するため、母親クラブ等の活動を支援し、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るため、相談体制の強化や自立支援策の充実に努めます。

- 子育て支援対策の充実
- 地域ぐるみでの子育て支援の推進
- ひとり親家庭への支援



高齢者・障害者が安心して暮らせるための支援

高齢者や障害者の女性の負担軽減と、高齢者や障害者の男女がともに安心して充実した日々が送れるよう、行政の支援と市民の意識改革が求められています。

ともすれば女性に偏りがちな高齢者や障害者の介護等の負担を軽減するため、各種福祉サービスや介護者支援の充実を図り、シルバー人材センターや福祉作業所等との連携による高齢者・障害者の女性の雇用促進や、老人クラブ活動等において高齢者の女性の活動を活発にするための交流機会の充実に努めます。

- 高齢者・障害者の福祉の充実
- 高齢者・障害者の社会参加の促進

■計画の数値目標

この計画のそれぞれの基本目標について数値目標を掲げ、そのための各種施策を効果的に実施することにより、男女共同参画社会の実現に向けて計画を強力に推進します。

目標とする数値

基本目標	目標とする事項	H 17 実績	H 23 目標
Ⅰ 男女が互いの人権を認め合う意識づくり	①「男は仕事、女は家庭」の考え方に同感しない人の割合	51.2%	60.0%
	②男女共同参画関連記事の広報紙への年間掲載回数	3回	10回
Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり	③市の審議会・委員会に占める女性委員の割合	13.5%	30.0%
	④家族介護者教室への男性参加者の割合	6.5%	10.0%
Ⅲ 男女がいきいきと働ける環境づくり	⑤「女性が働きやすい社会」と感じる人の割合	40.9%	45.0%
	⑥出産後も女性が仕事を続けられるべきと考える人の割合	32.0%	40.0%
	⑦シルバー人材センターの女性会員数	170人	200人
Ⅳ 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり	⑧女性のがん検診の受診率 ・乳がん検診率 ・子宮がん検診率	30.3% 22.8%	40.0% 40.0%
	⑨老人クラブの会員組織率	34.2%	36.0%
	⑩高齢者等の介護は男女がともにすべきと考える人の割合	70.0%	75.0%

平成 17 年実績数値について

- ・①・⑤・⑥・⑩は、平成 17 年 3 月実施の市民意識調査結果。
- ・②・③・④・⑦・⑧・⑨は、平成 17 年度中の実績。

高梁市男女共同参画基本計画の推進体制

